



装飾が独特でよく目立つユニークな看板を思い付きました。他人に販売するわけではなく、あくまで当社の看板として使用するだけです。ただ、他人にマネされたくありません。意匠権で保護するのは有効でしょうか？

(東京都 S. K)



1. 意匠権とは

意匠権とは、物品や建築物、画像のデザインを保護する知的財産権のことです。意匠権を取得すれば、出願から最長25年間、そのデザインを独占的に実施（製造、使用、販売など）することができます。

本件では、本件看板を他人にマネされることなく自社の看板として独占的に使用したいとのことですので、そのデザインを意匠権により保護することが有効です。

2. 意匠権による保護

本件看板は、装飾が独特でよく目立つユニークな看板ということなので、広告用具という物品のデザインとして保護を受けることが有効です。

また、本件看板が、ファミレスなどに見られる建植看板（ポールサイン）の場合や、店舗の外壁に取り付けられたカニや龍などの造形物である場合、意匠審査基準において「社会通念上、建築物又は土地に継続的に固定し任意に動かさない、建築物に付随する範囲内の物品については、建築物の意匠の一部を構成するものとして取り扱う」とされていることから、建築物の部分

的なデザインとして保護を受けることも選択肢となります。

さらに、本件看板が、脚が動くカニの造形物のように動きを伴うものである場合は、その形状等が物品等の有する機能に基づいて変化するものであるとして、その動きを含めたデザイン（動的意匠）として保護を受けることも可能です。

なお、意匠権を取得するためには、原則として、出願しようとするデザインが「公然知られた」ものでないことが必要です。思い付いたユニークな看板を店頭を設置するなどして「公然知られた」ものとなる前に、出願するようになしてください。

3. その他の知的財産権

(1) 商標権

本件看板が貴社の識別標識として機能しているのであれば、よく似た看板で営業をしようとする他人を排除するために、商標権による保護を受けることが考えられます。また、本件看板が動きを伴うものである場合は、平成26年改正で導入された新しいタイプの商標である「動き商標」として保護を受けることも可能です。

もっとも、商標権の効力は、指定商品等と同一または類似の商品等について使用された場合に限られます。すなわち、本件看板のデザインは、それを用いて広告される商品やサービスとの関係でのみ保護され、全く異なる商品等においてマネされたとしても商標権による保護は及びません。

商標権による保護は、この点で看板の独創的なデザインそのものを保護したいとの目的とはやや趣を異にするものの、本件看板が貴社の商品等と結びついて一つのブランドとして確立しているならば、更新を重ねることで永続性のあるブランド保護が可能となるため有効な手段となり得ます。

(2) 不正競争防止法

長年使用した結果、本件看板が広く知られるようになれば、そのデザインは不正競争防止法に基づく周知表示混同惹起行為（2条1項1号）または著名表示冒用行為（同項2号）による保護を受けられる可能性があります。もっとも、周知性や著名性を主張立証する負担は大きく、必ずしも法的保護を受けられない場合も多いため、まずは意匠権等による保護を検討したほうがよいでしょう。